



2022年 7月28日  
第 18 号

# JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申  
第2号

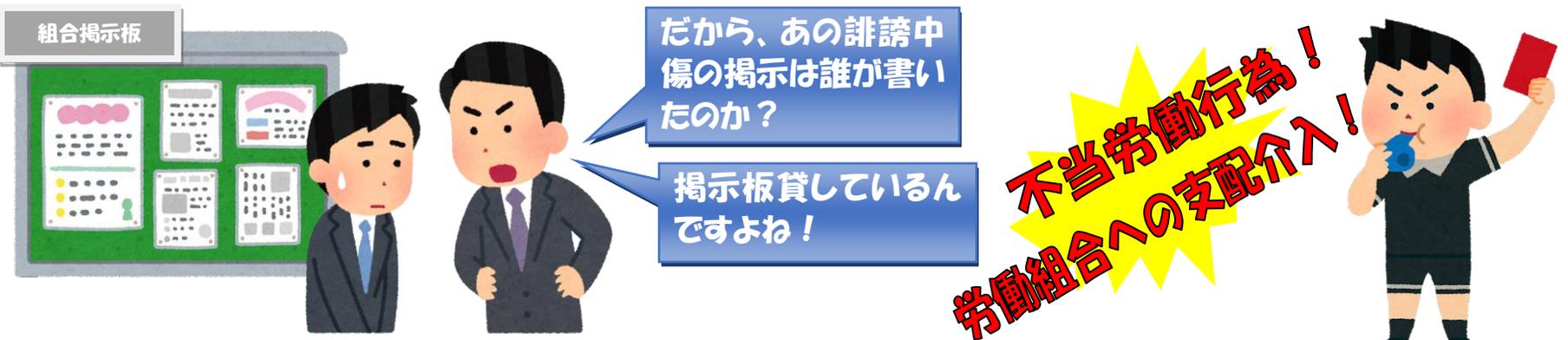
## 職場で発生しているあらゆる不当労働行為を撲滅し、誰もが安全で安心して働ける風通しの良い職場を構築する申し入れ

JR東労組横浜地本は、組合員の雇用と利益を守るため、企業内労働組合として職場活動を基底に運動を進めています。コロナ禍にあっても、社会インフラとしての使命を果たすべく、安全・安定輸送に尽力し、地域の皆さまや日ごろからご利用いただいているお客さまの信頼を得て、安心してご利用していただけるJR東日本を創り出しているところです。

そのような中、過日行われたJR東労組横浜地本第27回定期大会で鎌倉車両センターにおける不当労働行為について発言が出されました。その内容は、鎌倉車両センターの現場長が勤務時間前や起床直後のJR東労組役員に、掲示板の「地本情報174号」及び「地本情報175号」に対して「だから、あの誹謗中傷の掲示は誰が書いたのか?」「職場規律を乱す、対立を招くと思いませんか?」「掲示板貸してるんですよ」など掲示の内容に関する抗議を合計5回も行いました。これまで地本情報に課題がある場合は、勤労課を通じて発行元であるJR東労組横浜地本に連絡がありましたが、そのようなこともなく、掲示板責任者ということをもってJR東労組役員に抗議したことは誠に遺憾であります。抗議されたJR東労組役員はプレッシャーにより体調を崩し、休みを取らざるを得ない事態となりました。業務開始前に、立場が上の者から執拗に抗議されることは不安定な状態を招き、安全を脅かす事態であります。これらの掲示板に対して抗議を行った事象は労働センターからも「不当労働行為に値する」との見解が述べられており、組合活動への支配介入にあたります。これはまさに、職場活動を否定し組合活動を萎縮させることが目的であり、不当労働行為として看過することはできません。

したがって、本日、7月28日に会社に申し入れを行いました!

1. 鎌倉車両センターの現場長が、発行元であるJR東労組横浜地本に連絡もせず、JR東労組役員に対して組合掲示板の内容に対し合計5回に渡り抗議したことは、組合活動の委縮を目的とした「支配介入」であり、不当労働行為であるため、今後行わないよう指導・是正すること。



あらゆる不当労働行為を撲滅し、安心して働きやすい風通しの良い職場をつくり出していこう!!!